

窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、窪川町における原子力発電所の設置について、町民の意思を明らかにするための公平かつ民主的な手続を確保し、もって町行政の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(町民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、原子力発電所の設置に対する賛否についての町民による投票(以下「町民投票」という。)を行う。

2 町民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(町民投票の実施とその措置)

第3条 町民投票は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第6項に規定する電気事業者から町に対し、原子力発電所の設置に係る申入れがあったときに実施するものとする。

2 町長は、前項に規定する原子力発電所の設置に係る申入れに対し回答するに当たっては、町民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重するものとする。

(町民投票の執行)

第4条 町民投票は、町長が執行するものとする。

(町民投票の期日)

第5条 町民投票の期日(以下「投票日」という。)は、町長が定め、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第6条 町民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において、町に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において町の選挙人名簿に登録されているもの及び告示日の前日に、選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第7条 町長は、投票資格者について、原子力発電所設置に関する町民投票資格者名簿(以下「名簿」という。)を作成するものとする。

(秘密投票)

第8条 町民投票は、秘密投票とする。

(一人一票)

第9条 投票は、一人一票とする。

(投票所における投票)

第10条 投票資格者は、投票日に自ら町民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の方式)

第11条 投票資格者は、原子力発電所の設置に賛成するときは投票用紙の賛成の欄に、原子力発電所の設置に反対するときは投票用紙の反対の欄に自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第13条 町民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 成規の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

(町民投票の結果の告示)

第14条 町長は、町民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、町議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第15条 町民投票に関する運動は、町民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う

